



中小企業の為の経営のヒント

## 菅原会計通信

2021年5月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 会社の登記を放置していませんか？

役員の変更や住所の変更等がなく、何年も登記を変更していない会社はありませんか？

平成26年度以降、毎年、休眠会社の整理作業が、全国の法務局で行われています。休眠会社にはどのような会社が該当するのでしょうか？

### 休眠会社・休眠一般法人

- ・最後の登記から12年を経過している「株式会社」（有限会社は含まれません）
- ・最後の登記から5年を経過している一般社団法人・一般財団法人

株式会社であれば、役員の任期が10年のところもあり、長く登記が変更されていない会社もあるのではないのでしょうか？途中で、登記簿の写し等の交付を受けていても、登記の変更にはならないので注意が必要です。

もし、休眠会社とみなされたらどうなるのでしょうか？

毎年、10月頃に、官報に公告され、対象となる会社には通知が発送されます。通知が届いたのに、2ヶ月登記を変更しないで放置し、「まだ事業廃止していない」旨の届出をしなかった場合、解散したものとみなされ、職権で解散の登記が行われてしまいます。また、通知に気が付かなくても、解散の登記はされてしまうので、注意が必要です。

この機会に、一度、役員の任期等確認してみてもいかがでしょうか？ご不明点等ありましたら、当事務所までご相談ください。

(鈴木 記)

